

徳島県告示第286号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
アマノマネジメ ントサービス株 式会社	神奈川県横浜市港 北区菊名七丁目3 番22号	徳島県港湾施設管理 条例（昭和30年徳島 県条例第32号）第8 条に規定する使用料 （沖洲マリンターミ ナル駐車場に係るも のに限る。）の徴収 の事務	令和8年2月 17日	令和8年4月 1日
本四海峡バス株 式会社	兵庫県神戸市中央 区海岸通二丁目2 番3号サンエービ ル西館3階	同	同	同